

第 6 期城陽市障がい福祉計画・第 2 期城陽市障がい児福祉計画の進捗状況について

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3箇年計画として策定しており、本計画の実施にあたっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況を年度ごとに点検、評価することとしております。今回は、令和3年度実績として、本計画の経年進捗の状況を報告いたします。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が前年度と比べ、さらに拡大していました。そのような中、事業所の皆様におかれましては、通常の支援業務に加え、利用者の命の安全を守るため、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながら、様々な工夫を施して各種サービス提供に努めていただいております。評価にあたっては、目標見込設定時には加味していない新型コロナウイルスによる影響等が計画全体に及んでいます。が、詳細な分析が困難なことから、主にコロナ禍以外の評価として報告いたします。

令和3年度の達成状況の点検評価結果

国の目標設定に対する市の成果目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について

令和2年3月31日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

【国の目標】

- 施設入所者の地域移行
：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減
：令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

【市の目標、令和3年度実績】

項目	令和元年度	令和3年度	令和5年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の入所者数（A）	74人		
年度末時点の入所者数（B）		81人	72人
【目標】（A）のうち年度末までの地域生活移行者数 [※] （C）， 移行率		0人 0.00%	5人 6.80%
【目標】削減見込（A）－（B）， 削減率（A－B）／（A）		△7人 △9.45%	2人 2.70%

※施設入所からグループホームや一般住宅へ移行する者の数

【進捗状況】

- ・ 地域移行率について、目標値の6.8%に到達していません。また、入所削減率についても、目標の2.7%に達成していません。
- ・ 理由としては、施設入所者は重度の障がい者が多く、住み慣れた場所から変わることには大きな負担があり、地域移行が進まなかったと考えられます。

第 2 節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

○ 協議の場の設置

：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

【市の目標、令和3年度実績】

項目	令和3年度 実績	令和5年度末 目標	考え方
設置の有 無	有	有	城陽市障がい者自立支援協議会 精神保健福祉部会

【進捗状況】

- ・ 城陽市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において協議しています。

第 3 節 地域生活支援拠点等の確保

地域生活支援拠点等の確保について、令和 5 年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和 5 年度末までの間、市町村又は圏域内に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証し、今後の運用について検討する

【市の目標、令和 3 年度実績】

項目	令和 3 年度 実績	令和 5 年度末 目標	考え方
確保数	0 箇所	1 箇所	市町村もしくは圏域内において令和 5 年度末までに確保
確保又は運用状況 検討回数	年 2 回	年 1 回	確保されるまでは確保の検討を 1 回、確保後は運用状況を 1 回実施する

【進捗状況】

- ・地域生活支援拠点等の整備について、市として市内及び圏域内での整備に至っておらず、目標を達成していません。
- ・現行の市の体制状況を踏まえながら、地域生活支援拠点の必要な機能について整理し、関係機関等や府とも連携し、今後の整備について引き続き検討していきます。

第 4 節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することを目指します。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することを目指します。

【国の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行
：令和元年度実績の 1.27 倍以上増加
- 就労移行支援から一般就労への移行
：令和元年度実績の 1.3 倍以上増加
- 就労継続支援 A 型から一般就労への移行
：令和元年度実績の 1.26 倍以上増加
- 就労継続支援 B 型から一般就労への移行
：令和元年度実績の 1.23 倍以上増加
- 就労定着支援利用者数の増加
：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用
- 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加
：利用者の就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする

【市の目標、令和 3 年度実績】

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	令和元年度	令和 3 年度	令和 5 年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	3 人		
【目標】年度末の一般就労移行者数 (B)		6 人	4 人
【目標】増加割合 (B) / (A)		2 倍	1.3 倍

【進捗状況】

- ・令和 3 年度においては、目標を達成しています。

【市の目標、令和3年度実績】

ア) -①就労移行支援から一般就労への移行

項目	令和元年度	令和3年度	令和5年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	3人		
【目標】年度末の一般就労移行者数 (B)		5人	4人
【目標】増加割合 (B) / (A)		1.6倍	1.3倍

【進捗状況】

- ・令和3年度においては、目標を達成しています。
- ・福祉施設の就労移行支援事業等の利用者数が増加傾向にある事も要因の一つと考えられます。

【市の目標、令和3年度実績】

ア) -②就労継続支援A型から一般就労への移行

項目	令和元年度	令和3年度	令和5年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	0人		
【目標】令和5年度末の一般就労移行者数 (B)		1人	1人
【目標】増加割合 (B) / (A)		—	—

※ (A) が0のため、令和5年度目標値 (B) は1人を見込む

【進捗状況】

- ・令和3年度においては、目標を達成しています。
- ・福祉施設の就労継続 A 型の利用者数が増加傾向にある事も要因の一つと考えられます。

【市の目標、令和3年度実績】

ア) -③就労継続支援B型から一般就労への移行

項目	令和元年度	令和3年度	令和5年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の一般就労移行者数（A）	0人		
【目標】令和5年度末の一般就労移行者数（B）		0人	1人
【目標】増加割合（B）／（A）		—	—

※A）が0のため、令和5年度目標値（B）は1人を見込む

【進捗状況】

- ・令和3年度において、就労継続B型から一般就労へ移行した実績はありませんでした。
- ・就労継続B型利用者の一般就労移行について、引き続き城陽市障がい者自立支援協議会就労部会等で支援してまいります。

【市の目標、令和3年度実績】

イ) 就労定着支援利用者数の増加

項目	令和3年度	令和5年度
	実績値	目標値
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行すると見込まれる者（A）	4人	4人
Aのうち、就労定着支援事業を利用すると見込まれる者（B）	3人	3人
【目標】定着率（B）／（A）	75.00%	75.00%

※就労定着支援事業は、就労後6箇月経過した者がサービスの対象となるため、令和5年度中に一般就労に移行し、就労を継続する期間が6箇月経過した者（令和5年4月～9月までに就労した者）が目標設定時の母数となる。

【進捗状況】

- ・令和3年度において、目標を達成しています。

【市の目標、令和３年度実績】

ウ) 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

項目	令和元年度	令和３年度	令和５年度
	基準値	実績値	目標値
令和元年度末の就労定着支援事業所数	０箇所		
年度末の就労定着支援事業所数（Ａ）		０箇所	１箇所
前年度末の就労定着率が８割以上の就労定着事業所数（Ｂ）		０箇所	１箇所
【目標】達成率（Ｂ）／（Ａ）			１００％

【進捗状況】

- ・令和３年度において、市内に就労定着支援事業所はありません。

第 5 節 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、令和 5 年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 児童発達支援センターの設置
：令和 5 年度末までに各市町村または各圏域に 1 箇所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
：令和 5 年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
：令和 5 年度末までに各市町村または各圏域に 1 箇所以上確保
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
：令和 5 年度末までに各市町村または各圏域に 1 箇所以上確保
- 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置
：令和 5 年度末までに各市町村または各圏域で設置

【市の目標、令和 3 年度実績】

ア) 児童発達支援センターの設置

項目	令和 3 年度 実績	令和 5 年度末 目標	考え方
設置数	1 箇所	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和 5 年度までに設置

【進捗状況】

- ・山城北圏域において京都府立こども発達支援センターが設置されており、目標を達成しています。

【市の目標、令和3年度実績】

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	令和3年度 実績	令和5年度末 目標	考え方
体制の有無	有	有	ア) のセンターが支援実施するなどにより令和5年度までに体制を構築

【進捗状況】

- ・市内では、PARC（パルク）じょうようが保育所等訪問支援を実施しており目標を達成しています。

【市の目標、令和3年度実績】

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	令和3年度 実績	令和5年度末 目標	考え方
確保数	2箇所	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和5年度までに確保

【進捗状況】

- ・市内では、多機能型通所事業所しらうめと PARC ウィル城陽の2 事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での1 箇所以上の確保目標を達成しています。

【市の目標、令和3年度実績】

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和3年度 実績	令和5年度末 目標	考え方
確保数	2箇所	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和5年度までに確保

【進捗状況】

- ・市内では、多機能型通所事業所しらうめと PARC ウィル城陽の2事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での1箇所以上の確保目標を達成しています。

【市の目標、令和3年度実績】

オ) 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	令和3年度 実績	令和5年度末 目標	考え方
設置の有無	有	有	市内もしくは圏域内において令和5年度までに設置

【進捗状況】

- ・城陽市障がい者自立支援協議会療育部会において協議の場を設けており、目標を達成しています。

第 6 節 相談支援体制の充実・強化【新規】

相談支援体制の充実・強化について、令和 5 年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和 5 年度末までに、市内もしくは圏域内において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する

【市の目標、令和 3 年度実績】

項目	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績	目標	目標	目標
総合的・専門的な相談支援	(有無)	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	64	60	70	80
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	28	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	20	20	20

【進捗状況】

- ・それぞれの項目について、概ね目標を達成しています。
- ・相談支援事業所、府の専門機関、医療機関、警察機関等と連携し、支援が困難なケースでも相談・対応できるよう体制を確保しています。
- ・地域の相談支援事業者から支援が困難なケースの相談があった場合は、ケース会議への参加、必要に応じて専門機関も交え支援についての助言等を行っています。
- ・地域の相談支援事業者の人材育成について、京都府等が主催する研修があった際は、事業所への周知、参加申し込み等の支援を行っています。
- ・地域の相談機関との連携強化の取組について、相談機関が委員に加わっている自立支援協議会各種専門部会に市もオブザーバとして参加することで、関係機関との連携強化を図っています。

第 7 節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【新規】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和5年度末までに、市内において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

【市の目標、令和3年度実績】

項目	単位	令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績	目標	目標	目標
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	人	5	2	2	2
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	(有無)	有	有	有	有
	回	12	12	12	12

【進捗状況】

- ・それぞれの項目について、目標を達成しています。
- ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加し、適切な障がい福祉事務に努めています。
- ・障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、特に誤りの多い項目について関係する事業所と情報共有を行っています。

自立支援給付の見込み

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な見込量（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第 1 節 訪問系サービス

平成 30 年度から令和 2 年度にかけての利用時間の増加率、令和 2 年度の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

<サービス種別>

(1) 居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

第6期計画	単位	令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
居宅介護	人	154	139	147	155
	時間	2458	2,158	2,343	2,544
重度訪問介護	人	4	4	4	4
	時間	670	645	645	645
同行援護	人	23	26	26	26
	時間	453	569	569	569
行動援護	人	31	31	32	33
	時間	1611	1,434	1,636	1,867
重度障がい者等包括支援	人	0	1	1	1
	時間	0	80	80	80
合 計	人	212	201	210	219
	時間	5192	4,886	5,273	5,705

(単位：1 箇月当たり) *サービスの重複利用があるため、合計は延べ人数となります。

【進捗状況】

- 概ね見込値どおりとなっていますが、居宅介護については、障がい者及びその保護者の高齢化により、利用者数及び利用時間が見込値より増加しています。

第 2 節 日中活動系サービス

平成 30 年度から令和 2 年度にかけての利用時間の増加率、令和 2 年度の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

<サービス種別>

(1) 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

(3) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

(4) 就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。A 型は原則雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、B 型は雇用契約を結ばないものです。

(5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

(6) 短期入所

居家で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(単位：1 箇月当たり)

第6期計画	単位	令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
生活介護	人	231	226	229	232
	人日	4361	4,197	4,250	4,303
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1
	人日	0	12	12	12
自立訓練（生活訓練）	人	13	10	10	10
	人日	169	127	127	127
就労移行支援	人	23	16	16	16
	人日	326	259	259	259
就労継続支援（A型）	人	48	51	54	57
	人日	966	949	988	1,029
就労継続支援（B型）	人	168	179	190	201
	人日	2949	2,863	2,996	3,135
就労定着支援	人	7	8	8	8
療養介護	人	15	13	13	13
短期入所（福祉型）	人	64	73	73	73
	人日	348	417	417	417
短期入所（医療型）	人	2	3	3	3
	人日	10	9	9	9

【進捗状況】

- ・ 概ね見込値どおりとなっています。

第3節 居住系サービス

居住系サービスについては、平成30年度から令和2年度にかけての利用者の増加率、令和2年度の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込を推計しています。

＜サービス種別＞

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。

(3) 施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

(単位：1 箇月当たり)

第6期計画	単位	令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
自立生活援助	人	0	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	54	50	53	56
施設入所支援	人	80	74	73	72

【進捗状況】

- 概ね見込値どおりとなっています。

第 4 節 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。なお、平成 27 年度からは、全ての障がい福祉サービス利用者及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者の計画相談支援が義務付けられています。

(2) 地域移行支援

施設や病院等に入所・入院している 18 歳以上の障がい者の地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

(単位：1 箇月当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
計画相談支援	人	70	65	71	77
地域移行支援	人	1	1	1	1
地域定着支援	人	1	2	2	2

【進捗状況】

- ・概ね見込値どおりとなっています。

第 5 節 サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズを踏まえ、サービスの充実を図ります。

【進捗状況】

- サービス提供事業者と連携し、退院可能な精神障がい者の把握など、新たな利用者が円滑にサービスを利用できるよう体制を整えています。
- ヘルパー養成については、市のホームページや窓口で養成講座の案内に努めています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行・定着が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

【進捗状況】

- 市職員や相談支援員が特別支援学校の福祉サービスの説明会や進路相談に参加し、卒業後の社会活動の支援を行っています。
- 就労への移行が円滑に進むよう、相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画を活用し、計画的に支援を行うよう努めています。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

【進捗状況】

- 自立支援協議会の市民講座により、地域の理解を深めるよう努めています。

(4) 相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活の移行・定着が円滑に進むよう、関係機関との連携体制を確保し、相談支援体制の整備に努めます。

【進捗状況】

- ・本市として、グループホームの空き情報を把握し、地域での生活の移行が円滑に進むよう、地域移行支援等の障がい福祉サービスを支給し、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携しています。

第 6 節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と連携して事業者の参入を促します。また、介護保険制度との併用や施設入所支援等、利用者の状況やニーズを踏まえたサービス提供に努めるとともに、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

【進捗状況】

- ・新規事業を検討されている事業所から連絡等があった場合は、本計画を参考に本市の状況をお伝えしているところです。

障がい児通所支援給付の見込み

第 1 節 サービスの体系

サービス体系は児童福祉法により規定され、市町村が支給決定する「障がい児通所支援」と都道府県が支給決定する「障がい児入所支援」に大別されます。さらに、障がい児通所支援は「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」に分けられます。

サービスの体系

【市町村】

障がい児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

【都道府県】

障がい児入所支援

- 福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設

第 2 節 障がい児通所支援・障がい児相談支援

(1) 児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、学校の授業の終了後や休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、それぞれの障がい特性に配慮した放課後等の居場所を提供します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学童等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

(単位：1 箇月当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
児童発達支援	人	117	92	92	92
	人日	442	334	334	334
放課後等デイサービス	人	248	254	290	332
	人日	2346	3,024	3,700	4,527
保育所等訪問支援	人	0	1	1	1
	人日	0	7	7	7
医療型児童発達支援	人	1	3	3	3
	人日	6	18	18	18
障がい児相談支援	人	47	39	41	43
居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	1	1
	人日	0	10	10	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	1	1	1

【進捗状況】

- 概ね見込値どおりです。
- 放課後等デイサービスについては、近年新規事業所の開所が続いており、十分な支援体制が確保できていると考えられます。

第 3 節 発達障がいのある児童等に対する支援【新規】

発達障がいのある児童等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある児童等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある児童等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数	人	2	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	2	4	6
ピアサポート活動への参加 人数	人	2	2	4	6

【進捗状況】

・見込みとおりです。

第 4 節 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、また、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるように地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画に関する基本的事項として、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努めます。

第6期計画	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）			
		令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
保育所	64	62	64	64	64
放課後児童健全育成事業	36	32	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0	0

【進捗状況】

- 概ね見込どおりです。

第 5 節 障がい児通所支援給付の見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します

- 近年、放課後等デイサービスの新規事業所の開所が続いています。
- サービスを利用したい人がサービスを受けられるよう相談支援事業所と連携し、障がい児通所給付の適切な支給に努めています。

第 6 節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と連携して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

【進捗状況】

- ・新規事業を検討されている事業所から連絡等があった場合は、本計画を参考に本市の状況をお伝えしているところです。

地域生活支援事業の見込み

第 1 節 実施する事業の内容

障害者総合支援法第 77 条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できることとされています。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得費・改造費助成、精神障がい者グループワーク）、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

第 2 節 各年度における事業の種類ごとの見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある方に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	計画値	計画値	計画値
理解促進研修・啓発事業	(有無)	有	有	有	有

【進捗状況】

- ・城陽市まちづくり出前講座の実施や、城陽市障がい者自立支援協議会の市民講座を開催しています。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、YouTube 配信（手話通訳・字幕あり）による市民講座を実施することで理解促進・啓発ができています。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	計画値	計画値	計画値
自発的活動支援事業	(有無)	有	有	有	有

【進捗状況】

- ・障がい者同士が交流する機会（社交ダンス教室、コーラス教室等）を提供するなど、社会参加や情報共有を支援しています。

(3) 相談支援事業

①基幹相談支援センター

本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けるものです。

②障がい者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

③障がい者自立支援協議会

相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

④障がい者虐待防止センター

相談支援事業所等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。本市では、福祉課が担当しています。

(単位：1 箇年当たり)

第6期計画	単位	令和3年度		令和4年度	令和5年度
		実績値	計画値	計画値	計画値
基幹相談支援センター	(有無)	無	有	有	有
障がい者相談支援事業所	箇所	15	15	15	15
障がい者自立支援協議会	(有無)	有	有	有	有
障がい者虐待防止センター	(有無)	有	有	有	有

【進捗状況】

- 基幹相談支援センターについては、市と相談支援事業所が連携することにより、その機能について一定確保できていると考えます。
- 相談支援事業所数については、概ね計画どおり推移しています。
- 自立支援協議会については、毎年1回、全体会として会議を開催しています。
- 障がい者虐待防止センターは、市福祉課が運用を行っています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
利用者	人	15	11	13	16

【進捗状況】

- 実績値 15 件のうち 2 件が市長申し立て件数、13 件が報酬助成件数です。
- 必要な方へ適切に支援できていると考えます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
手話通訳者派遣	件	694	660	670	680
登録手話通訳者派遣	件	109	140	150	160
登録要約筆記者派遣	件	122	200	210	220

*「登録」とは、手話通訳者等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

【進捗状況】

- 概ね見込値どおりです。

(6) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付を行います。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
介護・訓練支援用具	件	6	5	5	5
自立生活支援用具	件	12	17	17	17
在宅療養等支援用具	件	15	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件	20	22	22	22
排泄管理支援用具	件	2124	2,194	2,246	2,299
合計	件	2177	2,256	2,308	2,361

*サービスの重複利用があるため、合計は延べ件数となります。

【進捗状況】

- ・概ね見込値とおりです。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する奉仕員を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	計画値	計画値	計画値
手話奉仕員養成	会場	3	3	3	3
講習修了見込者数	人	20	20	20	20

【進捗状況】

- ・手話奉仕員養成研修修了者に対する「手話奉仕員ステップアップ講座」を平成 27 年度より開始し、研修事業の充実に努めています。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
利用者	人	214	174	176	178
	時間	10,962	13,301	12,355	11,476

【進捗状況】

- ・利用時間は見込値より減少しています。
- ・障がい者本人の高齢化等に伴い、居宅介護サービス事業等への移行が主な原因と考えられます。

(9) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
市内設置数	箇所	1	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	1	1	1	1
市外設置施設の利用者	人	2	3	3	3

【進捗状況】

- ・当事業については、平成 27 年度に市内で初めて 1 ヶ所設置されました。
- ・市内、市外設置センターの利用者が生活介護や就労継続支援 B 型に移行してることから計画値を下回っています。

(10) 任意事業

必須事業である(1)～(9)の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込を計画します。

①日常生活支援

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴車が自宅等を訪問して入浴支援を行う訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある方を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

②社会参加支援

点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、「閉じこもりがち」、「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、創作活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

③就業・就労支援

就労移行事業又は自立訓練事業を利用した場合に社会復帰の促進を図るために更生訓練費を給付します。

(単位：1 箇年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
		実績値	見込値	見込値	見込値
日常生活支援					
訪問入浴サービス	人	72	84	106	136
生活訓練	(有無)	有	有	有	有
日中一時支援	時間	30,262	39,307	41,689	44,216
社会参加支援					
点字広報発行	(有無)	有	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	2	1	1	1
講習修了見込者数	人	14	8	8	8
点訳奉仕員養成	会場	3	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	2	1	1	1
自動車運転免許取得費助成	件	0	1	1	1
自動車改造費助成	件	2	2	2	2
精神障がい者グループワーク	回	142	142	142	142
就業・就労支援					
更生訓練費給付	人	0	1	1	1

【進捗状況】

- ・概ね見込値どおり推移しています。
- ・日中一時支援事業について実績値が見込値を下回っていますが、放課後等デイサービス事業所の新規開設等に伴う放課後等デイサービス事業への移行も減少原因の一つと考えられます。

第 3 節 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる城陽市障がい者自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。

【進捗状況】

- ・障がい者自立支援協議会の各部会いずれかに、市内全ての相談支援事業所が参画し、それぞれの事業所が担当する支援困難ケースの支援方法等の情報共有を行うことにより、相談支援事業については、相談支援体制の機能強化を図るとともに、全体の質の向上に努めています。

- (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。

【進捗状況】

- ・視覚障がい者に対しては点字や音声による情報提供、聴覚障がい者に対しては、手話通訳や要約筆記による情報提供、知的障がい者に対しては資料へのふりがな付記や表現の簡素化に努めるほか、障がい者からのニーズを踏まえ、情報提供手段を調整しつつ、情報バリアフリー化に努めています。

- (3) 障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。

【進捗状況】

- ・障がい者が各サービスの利用を希望される際には、窓口で職員が利用者本人からきめ細やかにニーズを聞き取るほか、相談支援事業所とも連携し、必要とされる適切なサービスの提供に努めています。

(4) 高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した施策の推進、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

【進捗状況】

- 原則として介護保険制度のサービスが優先されますが、窓口で職員が、利用者の求めるサービスをきめ細やかに聞き取り、介護保険制度にないサービスや介護保険制度の支給限度基準額を超えてサービスが必要な場合は、障がい福祉サービスを利用する等、障がい者が地域で安心して生活できる支援に努めています。

(5) 各種奉仕員の養成を進めることにより、手話通訳者や要約筆記者の増加につなげ、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする方への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

【進捗状況】

- 手話通訳者の養成に関しては、手で輪を広げる城陽市手話言語条例の施行に合わせて実施している手話奉仕員ステップアップ講座により、手話通訳の担い手養成に努めています。
- 要約筆記者の養成に関しては、障がい者自立支援協議会の聴覚言語障がい支援部会において要約筆記に関する啓発活動を行い、要約筆記への関心が広がるように努めています。

